

令和 4 年度第 6 回審査会での質問と回答(大江川下流部公有水面埋立て)

	質問、意見の概要	審査会での事務局の回答	事業者の補足説明
1	水質の確認の回数ですが、過去の事例などと比較して、どのぐらいの回数をやれば、一番良いのかという専門家のご意見を教えていただきたいです。	準備書において、年 1 回としていた調査頻度を審査会の意見、市民の皆様からの意見を受けて、工事中は年 4 回、また工事後の 2 年間についても年 4 回調査を行うことに変更すると聞いております。この方法は、環境省が示す土壤汚染対策の中に示されている地下水モニタリングのマニュアルに準じており、準備書段階に比べ、しっかりとした対策がなされる方向であると認識しております。	— (事務局追記) 答申案 2(7)ウ
2	エコチューブ袋の耐用年数に関する科学的なデータ、耐用年数が半永久的であることを実証するようなデータがなく、耐用年数について科学的に不確実であることを踏まえると、工事後 2 年間モニタリングをすることでしたが、ある程度の期間のモニタリングが必要になるのではないかと思います。 耐用年数がわからないのに、有害物質の漏れの確認のためのモニタリング期間が工事終了後 2 年間で本当に大丈夫なののでしょうか。	現状、事業予定地には有害物質が埋まっていますが、矢板が不透水層に届いており、周辺に漏れていないという状況です。今回の工事では、エコチューブ袋に入れて埋め戻すということで、周辺に漏れ出ないという状況が継続されるものと考えております。工事による影響がないかどうかの確認という点で、事業予定地周辺の 6 地点で調査するというのを新たに聞いております。今よりも対策が進み、漏れる可能性は少なくなるという状況で、工事中の年 4 回、工事完了後の 2 年間も年 4 回のモニタリングを行い、周辺へ漏れていないことを確認すると聞いております。	環境省が示す土壤汚染対策の中に示されている地下水モニタリングのマニュアルに準じております。工事後 2 年間の計測の中で異変があれば、マニュアルに準じて延長することを想定しております。 (事務局追記) 答申案 2(7)ウ

	質問、意見の概要	審査会での事務局の回答	事業者の補足説明
3	資料 工事中 10 年間、さらに 2 年間、全部で 12 年間のモニタリングということでしたが、もし、技術的に進んで、もう少しモニタリングを続けた方が安全かなというふうになれば、延ばしていただくことは可能なのでしょうか。 工事後最低 2 年間のモニタリングを行い、その結果をもって、さらなるモニタリングの必要性について判断するという説明がありました。モニタリングを引き続き行うということ以外に、何か問題があった時にどのような対策をとるかについても、もう少し明確にしておいていただきたいと思います。 モニタリングの結果を見て、何かしら値に変化があり、それが悪い方に変化があった場合、結果が出てからその後の対応を考えると対策が遅くなってしまうと思います。 モニタリング結果に問題があった時にどういう対策をとるのかということもあらかじめ計画として盛り込む又は検討することをお願いしたと思います。	今回お示しした審査会からの意見では、モニタリングを適切に行うことについてしか書いていないので、再度、表現方法について練り直し、事務局案としてお示させていただければと思います。 何かあった場合の具体的な対策内容については、事業者がどのように考えているかを評価書にしっかりと記載するように伝えさせていただきます。	環境省が示す土壌汚染対策の中に示されている地下水モニタリングのマニュアルに準じております。工事後 2 年間の計測の中で異変があれば、マニュアルに準じて延長することを想定しております。 堤防道路において観測を行う予定であり、水質に異常が確認された場合、民地への影響を防ぐために、官民境界付近に鋼矢板を打設する等の遮断することが必要になると考えますので、その旨を評価書に記載させていただきます。 (事務局追記) 答申案 2(7)ウ

		質問、意見の概要	審査会での事務局の回答	事業者の補足説明
4		モニタリングの場所は、工事前、工事中、工事完了後すべて同じ場所で行うのでしょうか。有害物質が漏れ出る可能性のある所で漏れ出していないかどうかを確認することが重要です。また、モニタリングの場所は、ずっと穴があいているのか、パイプか何かが通っているのでしょうか。	モニタリングは観測井を設けて、その場所で行います。準備書の事後調査計画では、事業予定地内の2地点と記載されておりますが、現段階での事業者案では、事業予定地外側に漏れ出していないことを確認することが重要であるとの考えから、事業予定地外側に6地点ほど観測井を設け、年4回採水して調査を行う方向であると聞いております。	—
5	資料	地盤について、予測手法等が準備書の記載では分からないという意見を述べさせていただきましたが、変形、圧密沈下が事業終了後も続くかどうかの一つの重要なポイントだと思います。準備書ですと、工事後が事後調査の対象にはなっていなかったと思うのですが、やはり解析手法をしっかりと見た上で、工事後も変形等の影響が残るのであれば、事後調査の対象にする必要があると思います。その辺りも見直しいただければと思います。	今いただいたご意見を事業者に伝えとともに、審査会の意見の表現の方法について、事務局で修正させていただきたいと思っております。	地盤変位の事後調査について、工事完了後も対象といたします。 (事務局追記) 答申案2(9)イ

	質問、意見の概要	審査会での事務局の回答	事業者の補足説明
6	資料 廃棄物を処理する、再資源化とおっしゃったのですけれども、具体的にはどのような方法があるのか、過去の事例として、今回のあてはまる方法は何なのか教えてください。	廃棄物については、事業者がリサイクル業者に聞き取りを行ったところ、現在、事業予定地にあるアスファルトマットは、間にガラス繊維が含まれているために、現状では再資源化は難しいということです。本事業は、工事期間が10年で長期にわたるものですから、工事中においても、しっかりと再資源化方法、最新のリサイクル方法を情報収集し、資源化できる方法が確立されたら、廃棄ではなく、しっかりと再資源化を図るという見解が述べられておりますので、事業者としては、現段階で可能な限りの対策を考えていると認識しております。	— (事務局追記) 答申案2(11)
7	名古屋市全体の動植物の状況を考慮することについて、課題に付け加えてくださって大変ありがたかったです。今後ぜひ、こういった視点の意見も論点整理に挙げていただくと助かります。	累積的影響の観点も、今後のアセスには重要なのところであると思います。今後行われる事業においても、引き続き、課題として挙げていきたいと思えます。	— (事務局追記) 答申案冒頭

		質問、意見の概要	審査会での事務局の回答	事業者の補足説明
8	資料	埋立て後の土地利用計画がないままアセスに入っているために、動植物、生態系あるいは景観にしても、完成後の予測、評価ができません。今回の事業には間に合わないですが、埋立て後の土地利用計画についても、一緒に予測・評価して、それを審査する形が望ましいのかなというふうに思います。	今回の事業は、工事中をメインに準備書をまとめております。供用後、緑地にする計画ということは定まっていますが、内容と事業主体が定まっていなかったため、今回、工事中についてのみ、まとめさせていただいております。埋立て後の土地利用計画について、資料3の2番に審査会の意見として挙げさせていただいておりますが、表現の方法について、事業者にしっかりと取り組んでいただくという点を盛り込むように練り直させていただきたいとします。	今回の事業の土地利用計画においては、明確なものがなく工事中メインとなってしまいましたが、評価書への記載について、検討させていただきます。 (事務局追記) 答申案1